

精神障害者医療制度 市町村実施状況集計表

(H24.8.1)

市町村名	拡大				縮小
	通院		入院		
	精神疾患のみ	全疾患 (精神以外)	精神疾患のみ	全疾患 (精神以外)	
名古屋市		(1・2級)		(1・2級)	特別障害者手当(本人)の所得制限を準用 * 本人のみの場合、限度額3,604千円
豊橋市	(自立支援)				
岡崎市	(3級かつ自立支援)	(1~3級かつ自立支援)	(3級)	(1~3級)	
一宮市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)	
瀬戸市	(自立支援)		8割(精神病診断者)	(1・2級)	
半田市	(自立支援)				
春日井市	(自立支援)			(1・2級)	
川崎市	(自立支援)	1/2(1・2級)※市内在住1年以上		1/2(1・2級)※市内在住1年以上	
津島市	(自立支援)				
碧南市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
刈谷市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
豊田市		(1・2級かつ自立支援)	1/2(精神病診断者)		
安城市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(手帳1・2級以外の精神病診断者)	(1・2級)	
西尾市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
蒲郡市	(自立支援)	1/2(1・2級)		1/2(1・2級)	
犬山市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
常滑市	(自立支援)				
江南市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(精神病診断者)	1/2(1・2級)	
小牧市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
稲沢市	(自立支援)			(1・2級)	
新城市	(自立支援)	1/2(1・2級)	1/2(3級)	1/2(1・2級)	
東海市	(自立支援)	(1・2級)	(3級)	(1・2級)	
大府市	(自立支援)		(3級)		
知多市	(自立支援)		(3級)	(1・2級)	
知立市	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
尾張旭市	(自立支援)	(1・2級&自立支援)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
高浜市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
岩倉市	(自立支援)	(1・2級) ※1/2→全額助成	(精神病診断者) ※1/2→全額助成	(1・2級) ※1/2→全額助成	
豊明市	(3級&自立支援)	(1~3級)		1/2(1~3級)	
日進市	(自立支援)	(1・2級)			
田原市	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
愛西市	(3級&1/2(自立支援))	(1~3級)	(3級&1/2(診断書&自立支援))	(1~3級)	
清須市	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
北名古屋市	(自立支援)	(1・2級)		(1・2級)	
弥富市	(自立支援)		(精神病診断者)		
みよし市	(精神病診断者)	助成なし→(1・2級)(H24.7.1)	(精神病診断者)	助成なし→(1・2級)(H24.7.1)	
あま市	(3級かつ自立支援)		(3級)		
長久手市	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
東郷町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
豊山町	(3級&自立支援) ※自立支援は指定機関に限る ※診断書は廃止(H24.8.1)	(1~3級) ※診断書、自立支援は廃止 (H24.8.1)	(3級) ※診断書、自立支援は廃止 (H24.8.1)	(1~3級) ※診断書、自立支援は廃止 (H24.8.1)	
大口町	(自立支援)	(1・2級)	(精神病診断者)	(1・2級)	
扶桑町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(精神病診断者)	(1・2級)	
大治町	1/2(3級かつ自立支援)		1/2(3級)		
蟹江町	(3級かつ自立支援)		(3級)		
飛島村	(3級)	(1~3級)	(3級)	(1~3級)	
阿久比町	(自立支援)				
東浦町	(自立支援)		(3級)		
南知多町	(自立支援)				
美浜町	(自立支援)				
武豊町	(自立支援)				
幸田町	(自立支援)	(1・2級)	1/2(3級&自立支援)	(1・2級)	
設楽町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
東栄町	(自立支援)		1/2(精神病診断者)		
豊根村	(3級&診断書&自立支援)		1/2(精神病診断者)		
計	52	29	37	33	1

(表の見方)

- 1/2(1・2級).....精神保健福祉手帳1・2級を対象者とし、医療費の自己負担相当額の1/2を助成する。
 - 自立支援医療.....自立支援医療の認定を受けた者
 - 精神病診断者.....精神病と診断された者で、市町村に診断書を提出することにより医療費の助成対象とする。
- ・網掛け部分は、H24.4.1以降改正分

(参考:精神障害者医療対象者の概念図)

